

各政党幹事長 様

政治分野における女性の活躍促進について

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づく第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）（以下「4 次計画」という。）においては、政治分野における女性の参画拡大に向け、政府として、政党等に対し積極的に働きかけを行うこととしております。

具体的には、政党等に対し、以下の①～③等に関する取組を要請することとしております。

- ① 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）に基づき民間企業等が行う取組内容（女性の活躍に関する現状の把握・分析、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・情報開示等）を踏まえた自主的な取組の実施
- ② ポジティブ・アクションの自主的な導入に向けた検討
- ③ 両立支援体制の整備等を始めとした女性議員が活躍しやすい環境の整備

つきましては、超党派の議員から政治分野における男女共同参画の推進について議論が提起されているところであり、貴党におかれましても、党员・役員に占める女性割合や、衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合、地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合が高まるよう、4 次計画の内容も参考にさせていただき、ポジティブ・アクション導入等の取組を御検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 29 年 12 月

女性活躍担当大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

野田 聖子